

益田市人権・同和問題基本計画　＜令和 7 年度事業実績＞

1　同和問題

	具体的施策	施策の内容	R7 事業計画	R7 事業実績	評価・課題	関係課
①	学校教育の取組	①すべての学校等において、人権・同和教育を基 底に据えた教育活動を推進するとともに、進路 保障の取組を推進します。 ②各種研修会への参加や校内での研修によって教 職員等の人権意識を高めるとともに、同和問題 に対する正しい理解と認識を深め、差別をなく す実践力を培います。	○人権・同和教育の視点を持った授業実践、授業研究 の実施 ○初任者等を対象とした部落問題に関する研修会の 実施 部落問題に関する各種講演会や研修会への参加 を促す。	⑦全小中学校で授業公開日や校内授業研究日等に、人権・同和教育の視点を踏まえた授業 を実践し、振り返りを行った。 ①益田市人権・同和教育研修会 ・演題：「人権を守るために行動をおこそう」 ～益田市の同和問題解決に向けたあゆみ～ 講師：椿孝二さん（益田市在住） 開催日：令和 7 年 7 月 29 日　場所：人権センター　参加者： 136 人（教職員） ⑦夢ひきよせる！人権・同和教育研修 2025 に市内小中学校教職員延べ 288 名が参加した。	○進路保障の理念に基づいた、子どもたち 一人ひとりを大切にする教育活動を継続 して推進していく。 ○各種研修会への参加や校内研修の実施は 教職員の知的理解と人権感覚を高めるた めに有効である。今後もより積極的な参 加を促していく。	学校教育課
②	社会教育の取組	①各公民館単位で設置している地区人権・同和教 育推進協議会において、差別のない明るく住み よい平和な地域の実現をめざし、人権・同和問 題研修を積極的に実施し、地域住民の人権意識 の向上に努めます。	○益田市地区人権・同和教育推進協議会において、人 権・同和問題研修を実施 ○各種研修会への情報提供	⑦益田市地区人権・同和教育推進協議会において人権・同和問題研修会等を実施した。 参加者：2,877 人 ①益田市地区人権・同和教育推進協議会委員及び事務局員に意識啓発を図るため、人権セ ンターや関係機関が実施する研修会等の情報提供を行った。 研修会：8 回　参加者：174 人	○様々な人権課題を解決するために地域で 実施する研修会や啓発活動への支援を行 うことで地域住民の人権意識の向上に繋 げることができた。 ○人権センターや関係機関が実施する各種 研修会の情報提供を行い、参加していた だくことで、地域住民の人権意識の向上 に繋げることができた。	人権センター
③	啓発・広報活動の推進	①人権センターを核とし、社会教育団体、教育・ 研究団体、企業、NPO 法人等、地域の人権団 体と連携し、各種講演会、イベント等の企画、 啓発・広報活動に努めます。	○「益田市差別のない人権尊重の社会づくり条例」制 定記念事業としての人権・同和教育講演会や研修会 の開催。4 回 ・演題：「部落問題を通して考える日常の中の差別」 講師：上川多実さん （BURAKU HERITAGE 運営メンバー） ○石西地域人権を考える企業等連絡協議会等の関係 機関と連携した研修会及び啓発活動の実施 就職差別をなくすための公正な採用選考につい ての研修会等を行う。	⑦「益田市差別のない人権尊重の社会づくり条例」制定記念事業として講演会等を実施し た。 ・演題：部落差別を通して考える日常の中の差別 講師：BURAKU HERITAGE 運営メンバー　上川多実さん 開催日：令和 7 年 6 月 28 日　場所：人権センター　参加者：144 人 ・演題：みんなが幸せになるために考えよう～あなたの人権は守られていますか～ 講師：近畿大学名誉教授　奥田均さん 開催日：令和 7 年 11 月 4 日　場所：人権センター　参加者：71 人 ④石西地域人権を考える企業等連絡協議会と連携して研修会及び街頭アピール活動を実 施した。 ・内容「企業(事業所)トップクラス人権・同和問題研修会」 研修：「公正な採用選考について」 講師：益田公共職業安定所　統括職業指導官　河内孝至さん 演題：ネット人権侵害と部落差別の現実 ～「ビジネスと人権」時代に問われていること～	○「益田市差別のない人権尊重の社会づく り条例」制定に併せて講演会等を開催し、 人権についての課題を考えるうえで、同 和問題を取り上げた講演を行うことで、 参加者へ人権・同和問題に関する正しい 知識を提供することができた。 ○石西地域人権を考える企業等連絡協議会 と連携し、研修会等を実施することで企 業としての人権に対する意識の向上に努 めることができた。	人権センター

				講師：一般社団法人 山口県人権啓発センター事務局長 川口泰司さん 開催日：令和 7 年 8 月 25 日 場所：人権センター 参加者：84 人 ・内容「人権週間街頭アピール活動」 人権週間の活動として、石西地域人権を考える企業等連絡協議会等の会員と市内 3 店舗で人権啓発に関するチラシやグッズを配布する街頭アピール活動を実施した。 参加企業等数：20 団体 参加者：29 人		
④	人権センタ ー事業の充 実	①人権センターにおいて、安心して相談ができる場として、地域住民のニーズを把握し、その生活課題に応じて、各種相談事業、人権問題の解決のための啓発事業、交流促進事業を総合的に実施します。 ②「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、相談体制の充実を図るための職員研修や関係機関との連携をさらに進めていきます。	○すこやかすこカフェの実施 地域の中で、安心して過ごせる居場所づくりや気軽な相談窓口としての機能を持ちながら実施。 月 1 回程度 ○第 12 回「いのち・愛・人権」展を通じての研修会及び啓発活動の実施	㊦生活環境や近隣住民との人間関係等に関する相談に対応し、相談内容によっては、各専門機関に引継ぎ解決への支援を行った。 ・総合相談 130 件 ・地域巡回相談 31 件 ㊧各種専門機関等の相談会を毎月実施し、相談体制の充実に取り組んだ。 ・石見法律相談センター無料法律相談 149 件 ・司法書士無料法律相談 69 件 ・心配ごと相談 8 件 ・行政相談 5 件 ㊨第 12 回「いのち・愛・人権」展を開催した。 ・日時：令和 7 年 12 月 5 日～12 月 11 日 主催：「いのち・愛・人権」展益田・鹿足実行委員会 内容：「さまざまな人権課題についてのパネル展示・体験、講演会及び映画上映など」 場所：益田市人権センター 益田市総合福祉センター 参加者：延べ 2,445 人（内学校計画参加 12 校 1,349 人(引率者を含む)） ㊩行政機関等相談担当者ネットワーク会議を開催した。 各相談機関担当者が相談者に対し適切な助言・指導ができるよう研修等を行い、相談者としてのスキルアップ及び連携の強化を図った。 開催：3 回 参加者：54 人 ㊪島根県隣保館連絡協議会等が主催する研修会をはじめ様々な人権課題に関する研修会に参加し、職員の資質向上を図った。	○相談内容に応じた支援や他機関との連携を行い、相談対応に取り組んだ。今後も継続して相談しやすい体制作りが必要である。 ○実行委員会で検討を重ね、市民団体、行政機関等が実行委員会として一体となり、差別をなくす取組を地域に働きかけることができた。 ○関係機関の相談担当者の連携強化及び資質の向上を図ることができた。今後も定期的に担当者の資質向上及び関係機関とのネットワークの強化に努める必要がある。 ○適切な相談対応ができるよう引き続き研修会等に参加し、職員の資質向上を図ることが必要である。	人権センター

2 女性

	具体的施策	施策の内容	R7 事業計画	R7 事業実績	評価・課題	関係課
①	人権尊重の意識づくり	①性別に関わりなく、個人としての人権をお互いに尊重する意識を高めるため、研修会をはじめ啓発に取り組みます。 ②男女平等をはじめ、性別に関わりなく、個性と能力が発揮できるよう、差別しない、差別を許さない教育を進めます。	○パネル展示等による啓発 男女共同参画週間に男女共同参画に関するパネル展示等を行う。 ○男女共同参画についての研修会等の実施 性別による固定的な役割分担意識の見直しなど、男女共同参画に関する理解を深めるための研修等	㊦男女共同参画週間にパネル展示等を用いた啓発活動を実施した。 展示期間：6/23～7/18 場所：人権センター 内容：男女共同参画意識調査結果のパネル展示、男女共同参画に関する図書の紹介	○男女共同参画意識調査結果について周知することができた。 引き続き週間に併せて工夫を凝らした展示等を行う必要がある。	人権センター

		③性別による固定的な役割分担意識の見直しなど、男女共同参画に関する理解を深めるための取組を行います。	を行う。 ○様々な媒体を活用した啓発 ○広報誌による啓発 男女共同参画啓発情報誌～なんと素敵なパートナーシップ～を発行する。1回。	④石西地域人権を考える企業等連絡協議会と連携して研修会を実施した。 演題：「職場におけるハラスメントの理解と防止に向けて」 講師：佐田良二さん（島根県西部人権啓発推進センター啓発指導講師） 開催日：令和7年6月10日 場所：人権センター 参加者：106人 ⑤男女共同参画啓発情報誌～なんと素敵なパートナーシップ～を発行した。 1回	○石西地域人権を考える企業等連絡協議会と連携し、研修会等を実施することで企業としての人権に対する意識の向上に努めることができた。 ○情報誌を通じて男女共同参画に関する年間の活動報告や第5次男女共同参画計画について周知を図ることができた。	
②	女性に対するあらゆる暴力根絶の取組	①暴力は、重大な人権侵害であり個人の尊厳を傷つけ、自立や自由を妨げることを認識し、理解を深めるために研修会をはじめ啓発に取り組めます。 ②若年層からのデートDV防止等の「暴力を生み出さない、許さない」ための未然防止教育を進めます。 ③DV被害を深刻化させないためにも、相談しやすい体制づくりと周知に努め、相談者への適切な支援を実施するとともに、庁内外関係機関との連携強化を図ります。	○関係機関との連携による啓発 関係機関と連携してDV未然防止のための取組や啓発を行う。	⑦女性に対する暴力をなくす運動期間に益田児童相談所と連携しポスター掲示等を用いた暴力防止に関する意識啓発活動を行った。 展示期間：11/12～11/25 場所：人権センター 内容：相談機関紹介、暴力防止について ※ポスター掲示、リーフレット、パンフレット設置。	○益田児童相談所と連携し取り組むことにより展示内容が充実した。今後も連携を図る必要がある。	人権センター
			○「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発活動への参加 ○パンフレット等による啓発 ○益田圏域の女性に対する暴力対策関係機関連絡会への参加	④「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発活動へ参加した。 日時：令和7年11月18日 場所：ゆめタウン益田店 内容：啓発パンフレット等配布 ※運動期間に合わせ、関係機関に啓発用チラシやポスター配布。市庁舎に懸垂幕を掲揚。市広報や告知端末にて暴力防止に関する意識啓発を行った。 ⑧益田圏域困難な問題を抱える女性等支援圏域別ネットワーク会議へ参加した。 日時：令和7年7月8日 場所：益田合同庁舎 ⑨女性相談庁内連絡会の開催 日時：令和7年8月20日 場所：市民学習センター	○街頭啓発活動ではリーフレット等の配布や呼びかけを行い、女性に対する暴力は重大な人権侵害であることを訴えた。引き続き啓発活動に参加し、意識啓発に努める必要がある。 ○引き続き、各会議等の機会も利用し、庁内外の関係機関と連携強化を図りながら、適切な支援に繋げる必要がある。	子ども家庭支援課
③	働きやすい職場づくり	①事業者に対し、職場における男女の機会均等と待遇の確保、育児・介護休業制度等について適切な措置が取られるよう関係機関と連携して情報提供を図り、就労条件の向上を促します。 ②セクハラやマタハラの防止など働きやすい職場環境の整備を推進します。 ③仕事と家庭・自分自身のための時間との調和が保たれ、多様な働き方が選択できるように、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。	○関係機関との連携による啓発 関係機関に対し各種制度や研修会等の情報を事業所に提供する。 ○石西地域人権を考える企業等連絡協議会等の関係機関と連携した研修会及び啓発活動を実施 演題：「職場におけるハラスメントの理解と防止に向けて」 講師：佐田良二さん（島根県西部人権啓発推進センター啓発指導講師）	⑦企業等に向けた女性の活躍推進、各種セミナーのリーフレット等の配布やポスターの掲示等を行った。 【再掲2-①-④】 ④石西地域人権を考える企業等連絡協議会と連携して研修会を実施した。 演題：「職場におけるハラスメントの理解と防止に向けて」 講師：佐田良二さん（島根県西部人権啓発推進センター啓発指導講師） 開催日：令和7年6月10日 場所：人権センター 参加者：106人	○引き続き、チラシ配布等による情報提供を行い企業の女性の活躍推進に関する取組を支援する必要がある。	人権センター
			○パンフレット等の送付による啓発 関係機関から働き方や労働環境に関するパンフレット等の提供があった場合、益田鹿足雇用進協議会加入事業所約90社に送付する。年5回程度。	⑧益田鹿足雇用推推進協議会会員へ情報提供を行った。 事業所98社 年6回	○引き続き関係機関と連携して情報提供を行い、働きやすい職場づくりへの働きかけを行う必要がある。	産業支援センター

3子ども

	具体的施策	施策の内容	R7 事業計画	R7 事業実績	評価・課題	関係課
①	社会みんな で子育ての よろこびを 分かち合う 取組	①家庭、地域、学校等それぞれが役割を果たしながら連携・協力し、子どもたちの発達段階に応じた健やかな成長を支えられるよう保健、医療及び教育体制の構築を図ります。 ②地域全体で包括的に子育てに取り組む環境や意識が確立するよう周知を図り、地域の中で安心して仕事と子育てを両立するための支援を行います。さらに、子育て世帯が育児に専念できるように、企業等に育児休業をはじめとした制度創設やその制度が利用しやすい環境づくりなどの啓発活動を推進します。	○乳幼児健診の実施 発達段階に応じた健診を実施し、発達状況の確認や子育て相談を行う。 ○乳幼児発達支援事業(発達相談)の実施 発達支援を必要とする就学前の幼児に対し、専門医師等による相談を実施し支援方法について相談を行う。 【発達クリニック 12 回/年実施】 【ことばの相談日 12 回/年実施】 【子育て相談日 6 回/年実施】 【5 歳児相談会 6 回/年実施】 ○こども家庭センターの体制強化 全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ母子保健機能と児童福祉機能が一体的に相談支援が行えるよう、連携を強化しながら支援の充実を図る。 【母子手帳交付時の全妊婦面談】 【母子手帳アプリ「母子モ♡ますだ」活用について周知・啓発】	⑦乳幼児健診を実施した。 未受診対応として、母子保健推進員、保育所や幼稚園等と連携して受診勧奨の声かけや家庭状況の把握、子どもの発達状況の確認を行った。 ⑧乳幼児発達支援事業として、「発達クリニック(にじいろ相談室)」「ことばの相談日」「子育て相談日」「5 歳児相談会」を実施した。 発達クリニック：実施回数 10 回 延べ 19 名（実人員 18 名） ことばの相談日：実施回数 12 回 延べ 23 名（実人員 19 名） 子育て相談日：実施回数 5 回 延べ 20 名（実人員 19 名） 5 歳児相談会：実施回数 6 回 53 名 ⑨母子保健機能（子育て世代包括支援センター）や児童福祉機能（こども家庭総合支援拠点）において全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行った。 ・母子手帳交付時の全妊婦面談 206 件（転入込み）※2 月末時点 ・支援ケース 117 件 ⑩母子手帳アプリ「母子モ♡ますだ」を活用し、保護者へ情報提供を行った。 ・登録件数 992 件	○引き続き健診受診率 100%をめざすとともに、受診困難な場合には保育所等との連携や家庭訪問等、様々な機会を捉えて子どもの発達状況等の確認を行う必要がある。 ○引き続き乳幼児発達支援事業（発達相談）を実施し切れ目なく適切な時期に相談支援が行えるよう関係機関と連携し、体制を整える必要がある。 ○令和 6 年 4 月に開設したこども家庭センターにおいて、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ母子保健機能と児童福祉機能が一体的に相談支援が行えるよう、引き続き連携を強化しながら支援の充実を図る。	子ども家庭支援課
			○「ますだ子育て応援宣言企業」登録制度の周知 企業に対し制度の周知を図るとともに、登録企業の PR を積極的に行うことにより、仕事と育児の両立が可能となるための環境づくりを推進する。	④「ますだ子育て応援宣言企業」登録制度を推進した。 ・宣言企業登録数 58 社 ・周知方法：市公式ウェブサイト及び市発行の子育てガイドブック等への掲載、商工会議所等へのチラシ配布等	○令和 7 年度の登録企業は 3 社にとどまり、登録企業数の伸び悩みが課題となっている。今後、登録事業者の拡大を図るため、これまで行ってきた市広報や市公式ウェブサイトによる周知・啓発に加え、引き続き商工会議所等の関係機関と連携し、登録制度のさらなる周知を図る必要がある。	
			○パンフレット等の送付による啓発 関係機関からパンフレット等の提供があった場合、益田鹿足雇用推進協議会加入事業所約 90 社に送付する。年 5 回程度。	⑤益田鹿足雇用推進協議会会員へ情報提供を行った。 事業所 98 社 年 2 回	○多くの企業に子育て応援宣言していただけるよう、企業・団体等に対し、制度の目的・内容等を引き続き周知していく必要がある。	産業支援センター
②	子どもの権利条約などの理解推進に向けた取	①保護者、地域住民、教職員等に「子どもの権利条約」などの内容が広く理解されるように教育・啓発を進めます。	○子どもの人権に関する研修会の実施 虐待やネグレクト等、子どもの人権侵害に正しい認識や対応の仕方について各校で研修を行う。 ○人権感覚向上のための活動支援	⑦虐待やネグレクト等の校内研修を行った。 19 校	○今後も日頃から子どもの様子を見守り、情報共有に努めていく。	学校教育課

	組	②「子どもの権利条約」などについて、実生活の具体的な場面を取り上げて児童生徒の人権について考えさせるなど、児童生徒自らが人権意識を高められるような実践を行います。	様々な課題に共通するが、多くの学校経営上の具体的施策の重点として、人権感覚を高めることを挙げている。その活動を支援していく。 ○「益田市こども計画」概要版（小中学生向け）の発行 市内の児童生徒に子どもの権利条約を知る機会を設ける。 ○ヤングケアラーに関する周知啓発、関係機関との連携強化 ・児童向けのチラシの作成・配布を行い、ヤングケアラーの認知度の向上を図る。 ・市民や関係機関の支援者向けに研修会を実施し、ヤングケアラー支援の理解促進に努める。	④学校教育単独あるいは県人権同和教育課と合同の学校訪問時における校内体制の確認や支援、学校における子どもの人権侵害根絶に向けての校内体制についての調査、校内研修や授業で使える資料の紹介・提供、各種研修会・研究発表会の紹介等を実施した。 ⑦「益田市こども計画」概要版を市内小中学校・高校・養護学校の児童・生徒に配布し、広く周知を図った。 ⑤「ひとが育ち輝くまち益田 夏フェス」および「いのち・愛・人権」展では、「益田市こども計画」についてパネル展示を行い、子どもの権利条約について理解を深める機会を設けた。 ④ヤングケアラーに関する周知啓発、関係機関との連携を強化した。 令和7年8月：福祉公開講座 令和7年12月：教職員研修会 ⑦関係機関を対象とした研修会を開催した。 ・研修名：ヤングケアラー支援を考える研修会 - 内容：島根大学教授・宮本恭子氏による基調講演 元当事者、市内支援者等によるシンポジウム - 開催日：令和7年11月13日 場所：保健センター 参加者：70人 ⑥ヤングケアラーの実態把握 令和6年度に実施した実態調査のフォローアップのため、対象校17校を訪問し、支援の必要なヤングケアラーの把握に努めた。	○専門講師の招聘や専門機関作成の研修資料活用が進んでいる。 ○今後も子どもたちが本計画の趣旨や取組内容を理解し、自らの意見を持って、主体的に関わることができるよう、分かりやすく周知を図る必要がある。 ○ヤングケアラーについての周知啓発を図るとともに、理解を深めていけるような様々な媒体、手法によりあらゆる機会をとらえて周知啓発を継続していく必要がある。 ○支援の必要なヤングケアラーに対しては、要保護児童地域対策協議会等の支援ネットワーク活用し、関係機関と連携を図りながら支援をしていく必要がある。	
						子ども福祉課
						子ども家庭支援課
③	体罰・虐待の根絶に向けた取組	①体罰や虐待は絶対に許されない重大な人権侵害であることを子育て中の方、その周囲の方、教育・保育現場をはじめとした子どもの生活の場で子育て支援に携わる方が認識し、人権意識を高めることにより、日頃から子どもとの信頼関係の構築に取り組みます。 ②要保護児童対策地域協議会を中心に保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携を図り、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や要支援家庭の早期発見と適切な支援を行います。 ③虐待防止に関する幅広い啓発を行うことによって、地域や関係機関が一体となり、虐待防止に取り組む環境づくりを進めます。	○関係機関との連携による啓発 支援が必要な児童は、要保護児童対策地域協議会で関係機関による個別支援検討会議を開催し、情報共有を行うとともに、支援方針を決定し、役割分担をしながら連携して支援を行う。 ○リスクのある家庭への早期支援 妊娠期から切れ目なく、医療機関をはじめ関係機関との連携強化や相談支援体制の充実を図りながら、虐待やリスクを抱える家庭、ヤングケアラー等を早期に発見し、適切な支援に繋げる。こども家庭支援センターとして母子保健部署との連携を強化して一体的に取り組む。 令和6年度に実施したヤングケアラーの実態調査の結果を踏まえ、支援の必要性がある児童については、学校をはじめとした関係機関と連携を図りながら支援内容を検討する。 ○虐待防止に関する啓発 11月の児童虐待防止推進月間を中心に、児童虐待防止に向けた取組を行う。	⑦関係機関との連携による支援を行った。 ・要保護児童対策地域協議会の実施状況 - 令和7年度中の管理ケース：255 ケース - 代表者会 1 回 - 実務者会議 7 回 - 個別支援検討会議 145 回 - 進行管理会議 12 回 ④リスクのある家庭への早期支援を行った。 母子手帳交付以降、電話連絡や来庁面談、家庭訪問等を行うことにより状況を確認し適切な支援に繋げた。 乳児家庭全戸訪問 対象数：205 件 訪問件数：205 件 ※2月末現在	○子育てあんしん相談係に社会福祉士、臨床心理士など専門職を配置し、体制強化を図りながら、課題を抱える家庭の相談支援を行っている。今後も要保護児童対策地域協議会を中心に虐待をはじめ、支援が必要な児童の相談が増加する中で、様々な機関と連携し早期に適切な支援に繋げていくとともに、研修会に積極的に参加し職員のスキルアップ向上に努めていきたい。 ○リスクのある家庭への支援を早期に行うため、妊娠期から切れ目なく、病院をはじめ関係機関と連携・情報共有し適切な支援に繋げていきたい。 こども家庭支援センターとして母子保健部署との連携を強化して取り組む。	子ども家庭支援課

				㊦虐待防止に関する啓発を行った。 11月のオレンジリボン・児童虐待防止キャンペーン期間に合わせポスター掲示や懸垂幕の掲揚、市民課窓口設置の広告モニターへの情報掲載、市広報や告知端末等を通じて、児童虐待防止に関する啓発を実施した。 学校や幼稚園・こども園・保育園を通じて保護者へ虐待防止に関するチラシを配布し、啓発に努めた。	○引き続き様々な機会を捉えて児童虐待防止に関する意識啓発に努めたい。	
			○関係機関との連携による支援 定期的な学校訪問等を通じて、情報共有に努め、関係機関と連携した支援を行う。	㊧全小中学校対象の定期・不定期の学校訪問や学校との情報交換等により各校の実情を把握し、必要に応じ、相談・支援等を行った。 ㊨具体的な事例を通じた研修をすべての学校で実施した。また、生徒指導担当者会で事例研究等を行った。 ㊩体罰・虐待に限定していないが、「益田市ＳＣ相談センター」を休日や長期休業中に年間９回開設した。 相談件数：延べ１８件	○関係機関との連携をより一層大切にしてい ○各学校における様々な課題に対応できる実践力の向上を図る。	学校教育課
④	いじめの未然防止・早期発見に向けた取組	①益田市いじめ防止基本方針を定め、学校と連携を図り、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に取り組んでいきます。	○益田市いじめ防止基本方針等の周知	㊦年度初めの校長会で、益田市いじめ防止基本方針を確認した。 ㊧生徒指導担当者会で、益田市の生徒指導推進プランの詳細を説明するとともに、生徒指導提要に触れながら、具体的事例研修を行った。 ㊨全小中学校への学校訪問により、情報交換とより良い校内体制づくりの支援を行った。	○各学校で児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、積極的ないじめの未然防止・早期発見、早期対応を心掛けている。組織的な対応や初動について等、さらに充実を図りたい。	学校教育課
⑤	子どもの貧困に対する支援	①すべての子どもが家庭環境や経済状況に影響されず、教育の機会を得るために、学習環境の支援や子どもの学ぶ意識の向上を図り、教育の機会均等を確保します。	○関係機関との連携による支援	㊦ひとり親家庭への貸付制度を周知した。 島根県や社会福祉協議会と連携して、パンフレットの配布、市広報への掲載、児童扶養手当現況届受付時の案内等による周知を行った。	㊦引き続き島根県や社会福祉協議会と連携して、周知を図る。	子ども福祉課
		②生活が困難な子どもやその家族が社会的に孤立に陥ることがないよう支援の充実を図ります。	○関係機関との連携による支援	㊧市内子ども食堂への情報提供を行った。 市公式ウェブサイト等を活用し、子ども食堂に関する情報の周知を行った。	㊧引き続き子ども食堂を利用したい方に十分に周知できるよう、庁内関係課、社会福祉協議会及び各子ども食堂と連携を図る。	
		③生活の安定と向上に資するよう、所得の増加や、仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりを進めます。	○関係機関との連携による支援	㊦生活困窮者自立支援事業 ひとり親世帯 相談件数：５件 プラン作成件数：０件 関係機関と連携し、生活の見通し、生活向上のための相談・支援を行った。	○引き続き益田市社会福祉協議会やハローワークなどの関係機関と連携し、生活困窮者の自立に向けた支援を行う必要がある。	総合支援課
			○関係機関との連携による啓発	㊧子どもの思いや変化に敏感に気づき、全教職員でしっかり支えることがあらゆる教育活動の基盤であることについて、各種学校訪問等で確認している。 ㊨管理職、学級担任、教育相談担当者、養護教諭、事務職等間での情報共有に努めるとともに、関係機関相互の情報共有に努めた。	○貧困問題を含め、関係機関が連携することで実態の背景や要因を正しく分析することに繋がっている。さらに連携を深めたい。	学校教育課
⑥	情報モラル教育の推進	①児童生徒に対し、情報化社会で安全に生活するための知識や情報セキュリティに関する知識・技能を身に付けさせるとともに、情報化社会における正しい判断や望ましい態度の育成	○情報モラルに関する研修会等の実施	㊦専門家を招き、児童・生徒・保護者・教職員を対象に情報リテラシー育成教室を６月、９月、１１月に計１２日間開催した。 講師：草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会常務理事 吉岡良平さん 実施校数：１９校 参加者：延べ７０２人	○年々情報を取り巻く環境は変化が大きく なっている中、この研修会はとても有益である。	学校教育課
					○児童生徒が知識として理解する段階から	

		に努めます。 ②児童生徒が発達の段階に即した情報モラルを身に付けるための授業や教育活動を推進します。	クシヨップ等、専門家によるアドバイスを各学校に提供する。		日常の行動へ定着させるため、家庭との連携強化が必要。保護者向けの研修の充実を図りたい。	
--	--	---	------------------------------	--	---	--

4

高齢者

	具体的施策	施策の内容	R7 事業計画	R7 事業実績	評価・課題	関係課
①	安否確認の体制整備	①日常生活において不安があり、常に見守りを必要とする高齢者がいる世帯に、緊急通報装置を貸与し、利用者からの相談や緊急通報等に対応していきます。 ②それぞれの高齢者に適した安否確認の方法を地域の方や関係機関と共に、検討していきます。	○緊急通報装置の貸与 日常生活において不安があり、常に見守りを必要とする高齢者がいる世帯（利用者）に緊急通報装置を貸与し、利用者からの相談や緊急通報等に対応する。 ○民間警備会社の実施する緊急時駆けつけサービスを利用する際の装置導入費用の一部助成 日常生活において不安があり見守りを必要とする高齢者の方に対して助成を行う。	⑦緊急通報装置設置台数：506 件（うち新規設置 63 件） 救急車要請：53 件 委託業者からの安否確認：6,433 件 ④緊急時駆けつけサービス利用支援事業：11 件助成	○今後、独居、高齢者のみの世帯の増加に伴い、緊急通報装置等の必要性は高くなってくと思われる。申請の確認を民生委員、地域包括支援センター職員又はケアマネジャーが行うことで、装置が必要な高齢者の利用に繋がるよう進めていく。 ○協力員の確保が困難な場合がある。	高齢者福祉課 (福祉総務課)
②	相談体制の充実	①地域包括支援センターの機能評価を行い、適切な相談対応ができるよう専門性の向上のための研修や勉強会の開催を行います。 ②民生委員児童委員をはじめ関係機関と連携を図りながら、必要な人に適切に支援ができるようネットワーク充実に向けた取組を行います。	○相談対応における専門性向上のための研修会の実施 ・地域包括支援センター職員を対象とした研修会や連絡会議を開催し、対応力向上を図る。 ・地域包括支援センター連絡会議の開催 年 3 回（5 月、9 月、12 月予定）	⑦地域包括支援センター連絡会議の開催：計画どおり開催（年 3 回） 5 月：短期集中予防サービスについて（意見交換） 9 月：身寄りのない方への支援について 講師：大田市地域包括支援センター、大田市社会福祉協議会 12 月：地域づくり・介護予防に関する取組について(各包括の取組の共有)	○地域包括支援センター職員を対象とした連絡会議にて、身寄りのない方への支援についての研修を行った。研修会では、他市の取組事例から支援のあり方について学びを深めることができた。 ○継続的な質の向上に取り組むとともに、関係機関との連携により相談体制を充実させる必要がある。 ○引き続き、高齢者の意向に沿った適切な支援が行えるよう、介護・医療・その他関係機関とのネットワークづくりを行う必要がある。	高齢者福祉課 (福祉総務課)
③	生きがい活動への支援	①高齢者の健康と生きがいづくりのため、高齢者やボランティア等が協働して企画・運営しているサロンを支援します。 ②高齢者自らが行う、文化継承活動、体育・芸能大会、友愛活動や健康づくり活動を総合的に支援します。	○サロン活動等への支援 高齢者の介護予防の拠点となるよう、サロン活動を支援する。 ○地域住民が実施する「ふれあい・いきいきサロン」への支援 ・高齢者サロン 66 か所	⑦シルバーふれあいサロンでのテイク 10 など継続して実施した ・介護予防活動 203 回 延べ 2,780 人参加 ④サロン事業を実施した。 継続 68 か所	○サロン等の場が高齢者の生きがいづくりに繋がるよう、企画・運営について相談しながら実施する必要がある。 ○地域の中で気軽に楽しくふれあいの時間を過ごすことで生きがいや社会参加、介護予防、とじこもりの予防を目指し、設置促進を図っている。一方でサロン事業を実施する上でサロン会員や世話人の高齢化による運営の難しさが課題となっている。	高齢者福祉課 福祉総務課

④	介護予防事業の推進	①高齢者の生きがい活動への参加や、フレイル度チェックを通じて、自分の体の状態を知り、自ら介護予防につながる活動に参加できるような環境を整える取組を実施します。 ②高齢者の自立支援を目的とした多職種による事例検討会を行い、介護予防や重度化防止に必要な食の確保や移動手段など様々な困りごとを解決するための福祉サービス等の活用を進めます。	○フレイルチェックの実施 保健事業と介護予防の一体的な取組として、集いの場等でフレイルチェックを実施。実施後のフォロー体制の構築に努め、自らフレイル予防に参加できる環境を整える。 ○地域ケア個別会議の継続及び自立支援に向けた事例検討の実施 地域ケア個別会議の開催 事例検討 年6回予定 全体会 年2回予定	⑦いきいき百歳体操実施団体、美都もっと・ずっと・元気に暮らそうツアー参加者等に対してフレイル度チェックを実施した。 ・実施団体：75 団体 ・実施者数：643 人 ④地域ケア個別会議を開催した。 ・新規事例検討：6 回（6 事例） ・全体会 ： 2 回	○フレイル度チェックの結果、フレイル（疑）となった方へ後日連絡をし、状況把握、必要に応じて関係機関を紹介した。 活動に参加しない方や、参加できなくなった方へアプローチできていないことは継続課題である。 ○多職種で検討することで、様々な職種が高齢者の自立支援について理解を深めることができた。	高齢者福祉課 (健康増進課)
⑤	認知症への理解と支援体制の整備	①認知症に関する正しい知識と理解を普及するため、認知症サポーター養成講座を開催していきます。 ②認知症高齢者やその家族にとって、必要な時に必要な支援が受けられるよう、相談窓口の周知をはじめ、見守りを目的とした配食サービスや緊急対応訪問サービスなどの情報発信を行います。 ③認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チームなど、認知症の支援機関とも協力しながら、認知症高齢者とその家族を支えるネットワークを構築していきます。	○認知症サポーター養成講座の実施 幅広い世代に対し認知症に関する知識を普及する。企業等への研修会やサポーター養成講座を企画する。 ○認知症の方及びその家族のための相談会の開催 認知症の方とその家族のための相談会を開催し、気軽に相談できる環境を整える。 毎月1回開催予定 ○本人同士の交流・語り合いの場の創出 ・本人ミーティング（試行的に実施） ○関係機関との連携による支援 認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チームは、関わった実績（件数）ではなく、関わった内容を振り返り、ネットワーク構築につなげていく。	⑦認知症サポーター養成講座の開催 ・6回開催、79人サポーターを養成 ・サポーター総数 4,514人 ④認知症カフェ交流会：2回 ⑦認知症キャラバン・メイト交流会：2回 } うち1回は合同交流会 ⑤認知症のひとと家族の相談会「おしゃべりカフェ」を毎月1回開催 ④本人ミーティング「みそしるの会」を6月から毎月1回開催 ⑦権利擁護推進会議 ：2回 ⑤初期集中支援チーム：5件（相談のみ2件） ⑦VR 認知症体験会：4回 ⑦映画「オレンジ・ランブ上」上映会：6回	○認知症サポーター養成講座の開催は減少したが、VR 認知症体験や映画鑑賞を新たに取り入れ、認知症を自分ごととして考えていただきながら、正しい知識の普及を行なった。今後は、若い世代（中高生）へのアプローチも考えていく必要がある。 ○認知症相談会「おしゃべりカフェ」の開催により、認知症高齢者を介護している家族同士の交流や物忘れが心配な高齢者本人の相談の場を設けることができた。お試しで、本人同士の交流の場を創出。今後は、認知症本人が活動できる場、認知症本人や支援するサポーターの活動の場を検討していく必要がある。	高齢者福祉課
⑥	高齢者の権利擁護に関する取組	①高齢者虐待の防止や養護者への支援について、高齢者虐待対応専門職チームからのサポートを受けながら適切な支援につなげます。 ②判断能力の低下や認知症高齢者への権利侵害を防ぐため、成年後見制度の利用促進のための取組を行います。 ③高齢者の権利擁護について、住民や専門職など対象に応じた普及・啓発活動を行います。	○関係機関との連携による支援 高齢者虐待への対応について、高齢者虐待対応専門職チーム、地域包括支援センターと連携を図りながら権利侵害の解決に向けた支援を実施する。 高齢者の状況に応じて、必要な場合は市長申立を行うなど、成年後見センター等と連携し、成年後見制度が適切に利用できるよう支援を行う。 ○権利擁護に関する普及啓発 成年後見制度や高齢者虐待の防止など権利擁護に関する普及啓発、研修を行う。	⑦高齢者虐待対応コア会議を実施した。 新規案件や継続案件について、高齢者虐待対応専門職チームの助言を得ながら虐待の解消に向けた支援の検討を行った。 高齢者虐待防止研修会：3回（市主催研修会1回、研修会2事業所） ④成年後見制度に係る市長申立てを実施。 成年後見制度 市長申立て件数：16件 申立て支援件数：1件	○引き続き、判断能力の低下や認知症の進行により権利侵害を受けやすい高齢者に対して適切な支援を行うことができるよう、関係機関との連携を図る必要がある。 ○権利擁護に関する相談窓口の周知を行い、誰もが安心して生活できるよう体制を整えた。 ○成年後見制度の活用が必要な方に対し、市長申立てや申立て支援など適切な支援を行うことができた。	総合支援課
⑦	消費者被害等の未然防止の取組	①高齢者をはじめとする地域住民に対して、悪質商法や詐欺などに関する情報提供や、消費者被害等の未然防止につなげるための啓発活動を行います。 ②消費生活センターへの相談に対して、関係機関	○消費者被害の未然防止のための講演会や街頭啓発活動を実施 消費者セミナー 1回 街頭アピール活動 1回 ○消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置	⑦消費者被害未然防止のための街頭アピール活動及び消費者セミナーを実施した。 街頭アピール活動 ・内容：市内スーパーにおける啓発グッズの配布 開催日：令和7年10月23日 場所：キヌヤ益田ショッピングセンター	○消費者被害未然防止のため、引き続きセミナーの開催や啓発活動を実施し、被害の未然防止や相談窓口の周知に努める。 街頭アピールでは直近で市内で発生している被害防止のためのチラシを配布し最新の情報提供ができた。	人権センター (高齢者福祉課)

		と連携し相談者の支援に努めます。	高齢者をはじめとした消費生活上、特に配慮を要する消費者の見守り等の取組を行う。 ○関係機関との連携による支援 県消費者センター等と連携して相談体制を充実させる。	消費者セミナー テーマ：「消費者被害の現状と対処の仕方について」 講師：谷川法律事務所 弁護士 谷川 円さん 開催日：令和8年2月4日 場所：人権センター 参加者：38人 ④消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）へ情報提供を行った。 高齢者福祉課が所管する権利擁護推進会議に見守りネットワークに位置付け、消費者被害防止のための情報提供を行った。 ⑤消費者からの相談を受け、解決への支援を行うとともに、困難な事例については県と連携しながら支援を行うことができた。 相談件数：126件	○地域包括支援センターで実施しているサロン等で消費生活に関する情報提供を行うとともに啓発グッズ等の配布も併せて行うことができた。 ○消費者相談では、消費生活相談員が相談対応を行っている。消費者問題は多様化してきているため、県消費者センター石見地区相談室等の関係機関と連携しながら相談者の支援に努める必要がある。	
--	--	------------------	--	---	--	--

5 障がいのある人

	具体的施策	施策の内容	R7 事業計画	R7 事業実績	評価・課題	関係課
①	バリアフリー社会の実現	①障がいのある人の基本的人権の尊重を基本とし、障がいのある人に対するあらゆる「バリア」を解消し、誰もが安全で安心して暮らせる地域をめざします。 ②市民一人一人が障がい及び障がいのある人に対する理解と認識を深めソーシャルインクルージョンを推進し、共に生きる社会の実現をめざします。	○関係機関との連携による支援 益田市障がい者自立支援協議会の部会と連携して障がいの理解啓発を深める取組を行う。部会開催：2回以上 ○共生社会の実現を目指す取組の実施 市広報・ケーブルテレビ等を活用し、障がいに関する啓発を進める。 市手話言語条例に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に努め、手話による意思疎通を円滑に図ることができる環境を整備する。 あいサポーター研修：1回（隔年） 市広報への手話単語掲載：毎月掲載 手話研修：1回以上 バリアフリー化補助金の活用	⑦まなび・はたらき・つながり部会（旧障がい理解、旧就労・社会参加支援部会）を開催した。4回 ⑧5月から手話通訳員を雇用した。 手話言語条例に関する取組（市広報への手話単語掲載・遠隔手話サービス）を継続して行った。 ⑨手話に関する研修を実施した。 ・職場手話研修：1回 人権センター 11/13 ・市職員手話研修：2回（参加者 12/16：14名、12/19：12名） ・介護事業所向け手話研修 人権センター 3/23 参加人数 33名オンライン受講 ⑩あいサポーター研修を実施した。 1回（2/16 17名） ⑪障害者週間に合わせて、市公式ウェブサイト障害者週間の啓発及び島根県内の施設の無料開放（利用料減免）の実施について掲載した。 ⑫コミュニティ活動等を行う団体が、不特定多数の者が利用し、障がいのある方の利用が見込まれる市内の施設に対して実施する「合理的配慮の提供」に要した経費について補助金を交付する益田市コミュニティ活動施設バリアフリー化等補助金制度を実施した。（申請 1件）	○「いのち・愛・人権」展においてパネル展示（益田市内の就労継続支援事業所（A型・B型）の紹介を行った。 ○対人での手話通訳が可能となり、スムーズになったが、遠隔手話サービスの利用が減少している。 ○手話に関する研修を増やすことができた。 ○引き続き、あいサポーターの拡大に努めていく必要。 ○引き続き、啓発等に取り組む必要がある。 ○バリアフリー化等補助金制度については、補助対象施設に制限があるため、中々利用に繋がらない。	障がい者福祉課

②	地域生活の支援体制の充実	①障がいのある人が自らの選択により、住み慣れた地域で適切なサービスを受けられる体制と入所施設から地域生活への移行が促進される体制の整備を図ります。 ②個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し適切に対応するため、保健・医療・福祉等関係機関が連携を図ります。	○障がいのある人の生活を支えるための体制整備等の検討 益田市障がい者自立支援協議会において協議し、行政への施策提言及び関係機関等へ施策実施の協力依頼を行う。 協議会開催：2回 ○相談支援会議の開催 市・益田市基幹相談支援センター・市内相談支援事業所（5事業所）間において会議を開催し、細やかなサービス提供ができるよう情報共有を図る。 相談支援会議：毎月開催	⑦益田市障がい者自立支援協議会を開催した。運営会議1回、全体会2回 運営会議（3/23） 全体会（7/31、3/25） ④相談支援会議を毎月開催し、事例検討やテーマを決めて検討を行った。 教育との連携（6/23） 総合支援課との連携（5/15） 教育委員会との意見交換（10/20） 介護保険との連携について（1/15） ⑦精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムコア会議を開催した。 （打合せ会1/30、コア会議3/13）	○毎月相談支援会議を開催することは、情報・課題の共有の場として有効であった。 ○毎月相談支援会議を開催することは、情報・課題の共有の場として有効であった。 ○担当者の異動等により、開催が遅れ、思うような活動が出来なかった。	障がい者福祉課
③	自立と社会参加の促進	①障がいのある人が、その能力を最大限に発揮し、自立した社会生活を営むことができるように、教育、福祉、医療、就労等の各分野の連携を強化しながら、総合的かつ継続的な支援を推進します。 ②「障害者雇用促進法」の趣旨を踏まえ、各種関係機関と連携を図りながら、市内企業において障がいのある人の雇用の促進と働きやすい職場環境の整備について推進します。 ③障がいのある人が、社会のあらゆる活動に参加し、地域において生きがいを持って生活ができるよう、地域における助け合い、支え合いのシステムの構築を推進します。	○益田市障がい者自立支援協議会の部会との連携による支援 障害のある人の就労及び社会参加の推進を図る。 部会開催：2回以上 ○障がいのある人への雇用の奨励を目的とした市障がい者雇用奨励補助金制度の活用 の推進 ○障がい者スポーツ大会開催に協力し、大会への参加促進 ○障がいのある方への自立と社会参加を促進し、障がいのある方への福祉の向上を図ることを目的とする活動の支援	【再掲 5-①-⑦】 ⑦まなび・はたらき・つながり部会（旧障がい理解、旧就労・社会参加支援部会）を開催した。4回 ④市広報へ東京2025デフリンピック及び地元出身の出場選手の応援記事を掲載した。 ⑦就労継続支援B型事業所が開催する収穫祭等について、告知放送にて周知を図った。 また、「障害者優先調達推進法」に基づき、市内の障がい者就労施設等からの優先調達に努めた。	○「いのち・愛・人権」展においてパネル展示（益田市内の就労継続支援事業所（A型・B型）の紹介を行った。 ○デフリンピック及び益田市出身の選手の紹介を行うことで、広報・啓発を行うことが出来た。 ○引き続き、優先調達の拡大に向けて、取り組む必要がある。	障がい者福祉課
④	障がいのある人の権利擁護に関する取組	①障害者虐待防止法に基づき設置した虐待相談窓口において、虐待を受けた障がいのある人と養護者への支援を行います。 ②判断能力が不十分な障がいのある人への権利侵害を防ぐため、成年後見制度の利用促進のための取組を行います。 ③障がいのある人への虐待や権利擁護について、市民に対して意識啓発を図るとともに、理解を深めるための取組を行います。	○虐待相談窓口の設置 24時間対応相談専用電話及び相談窓口を市総合支援課内に設置し、関係機関と連携を図りながら、支援を実施する。 ○成年後見制度の利用のための支援 障がいのある人に状況に応じて、必要な場合は市長申し立てを行うなど、成年後見センター等と連携し、成年後見制度が適切に利用できるよう支援を行う。 ○虐待防止や権利擁護について、相談窓口に関する情報提供などの啓発活動を実施する。	⑦虐待相談窓口として、相談対応、支援に取り組んだ。 相談件数：11件 ④障がい者虐待対応コア会議を実施した。 新規案件や継続案件について、障がい者虐待対応専門職チームの助言を得ながら虐待の解消に向けた支援の検討を行った。 障がい者虐待防止研修会：2回（市主催研修会1回、研修会1事業所） ⑦成年後見制度に係る市長申し立てを実施した。 成年後見制度 市長申立件数 2件、申立支援件数 1件	○引き続き虐待相談窓口として、相談対応、支援に取り組む必要がある。 ○引き続き、障がいのある方への虐待防止や権利擁護に向けた啓発活動が必要である。 ○成年後見制度の利用が必要な方への支援を継続して取り組む必要がある。	総合支援課
⑤	特別支援教育の推進	①保護者や地域住民等に対して特別支援学級等や障がいへの理解啓発を行い、障がいのあるなしに関わらず地域で子どもを育てるという意識を高めます。	○各学校の校外交流活動の支援及び外部への情報発信の促進 ○インクルーシブ教育の推進 特別支援学級所属の児童生徒の個別の特性やニーズ	⑦配布物や作品展を通じ、広報活動を行った。	○学校において、すべての児童生徒が互いの特性等を理解し合い、助け合って共に伸びていこうとする集団づくりをさらに進めていく。	学校教育課

		②子どもの多様性を尊重し、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育システム）を推進します。	に応じながら交流学習の時間に子どもたちが互いに協力し、尊重し合う環境を作り、豊かな人間関係を築く場となるように学校訪問や担当者研修を通じ支援していく。	④特別支援学級において地域交流を実施した。 ⑦益田養護学校生との居住地交流を実施した。	○特別支援学級の地域交流は、農業関係や物づくり等多岐にわたっているが多くの方に支えられ実施でき、信頼関係の構築に繋がっている。 ○益田養護学校生の居住地交流は、子どもたち相互の理解促進に有効だけでなく、小中学校の教職員にとっても貴重な研修の機会となった。 ○各校で交流及び共同学習に取り組むことにより、多様性を尊重し、理解する力を育てる良い機会となっている。	
--	--	---	--	---	--	--

6

外国人

	具体的施策	施策の内容	R7 事業計画	R7 事業実績	評価・課題	関係課
①	差別意識解消のための教育・啓発の推進	①外国人に対する偏見や差別意識を解消するため、学校、地域、職場など様々な場面で教育・啓発を推進します。 ②益田市在日外国人学校教育基本方針を基盤とした教育活動を展開し、人権・同和教育の充実を図ります。 ③「ヘイトスピーチ解消法」の内容の周知に努めるとともに、外国人に対する不当な差別的言動を解消するための教育・啓発を推進します。	○チラシやリーフレット等を活用した啓発 ○学校生活における支及び進路指導の充実 在日外国人児童生徒が学校生活に適應できるよう支援するとともに多様な生き方を自ら自由に選択し、たくましく生きることができる進路指導の充実を図る。 ○多文化理解や差別解消のための学習活動の実施 社会科、英語、家庭科、図工・美術、道徳等において、多文化理解や差別解消につながる学習活動に触れる。	⑦外国人住民向け人権啓発用リーフレット等を設置し啓発を行った。 ④全小中学校で道徳をはじめ学級活動、社会科等において違いを認め合い、尊重しあう態度を育てる教育を実践した。 ⑦各学校・各学級の実態により、教科学習等で多文化理解や差別解消につながる学習活動を行っている。	○外国人の転入は増加傾向にあり、日常においても接する機会が多くなっている。 様々な周知方法で偏見や差別意識の解消のための教育・啓発活動が必要である。 ○日常生活の中で、世界の出来事をタイムリーに知る場面は増えてきている。情報を多面的に見る姿勢が今後ますます必要と思われる。	人権センター 学校教育課
	多文化共生社会づくりの推進	①地域に居住している外国人の方々を対象に、やさしい日本語を通して、基礎的な日常会話や読み書きを習得する機会として日本語学級を開催し支援を行います。 ②異文化に触れる機会の提供や、多文化理解のための講座等を実施します。 ③関係機関と連携し、外国人住民への医療・福祉・防災情報などの生活情報について多言語での提供に努めます。	○外国人の人権についての研修会を実施。1回 関係機関と連携して外国人のための防災講座を行う。 ○外国人への多言語による生活情報の提供	⑦日本語学級を開催し外国人への日本語学習の支援を行った。 開催日数：40 日（毎週日曜日） 受講者数：延べ 401 人 指導者：日本語ボランティアグループ ともがき ④外国人のための防災講座を実施した。 ・内容：マイタイムラインについて 講師：浜田河川国道事務所 河川管理課 水防企画係長 若月貴之さん 開催日：令和 7 年 6 月 15 日 場所：人権センター 参加者：31 人 （内外国人 18 人） 浜田河川国道事務所、男女共同参画サポーター、日本語ボランティアグループともがき、危機管理課、人権センターの共同開催。	○日本語を学ぶだけでなく、遠足やお楽しみ会なども行い、受講者同士また指導者との交流の場としても非常に有意義だった。 生徒が増加傾向にある中、指導者の不足や育成が課題である。 ○昨年も外国人向けの防災講座を行ったが、その反省点を踏まえ今年度は準備段階からともがきと連携することでスムーズに研修会を実施することができた。 外国人に大雨などの災害が起きたときの対応や備えなどについて知識を深めてもらうことができた。	人権センター

				・内容：避難所運営ゲーム HUG 講師：男女共同参画サポーター 小川律子さん 開催日：令和7年11月9日 場所：人権センター 参加者：20人 (内外国人7人) 男女共同参画サポーター、日本語ボランティアグループともがき、危機管理課、人権センターの共同開催。		
				㊦外国人向けの天気情報や外国人のための防災ハンドブックを市公式ウェブサイトに掲載した。	○市公式ウェブサイトにて外国人向けの天気の情報等の掲載を引き続き実施する。	危機管理課
③	外国にルーツを持つ児童生徒への支援	①対象児童生徒の実態に応じて、日本語支援員を配置し、授業の中で日本語の支援を行います。	○日本語支援員の配置 日本語支援員を随時配置していく。現在、必要数の8名配置済み。	㊦日本語支援員を8名配置した。	○日本語支援員が年末に1名欠員となり、その後の補充ができていない。日本語支援員は、学習指導だけでなく、児童生徒の精神的な安定や学校生活への適応の面でも欠かせない存在となっている。 引き続き日本語支援員の確保に努めていきたい。	学校教育課
④	外国人のための相談体制の充実	①在住外国人からの相談に対し相談しやすい体制づくりに努め、島根県外国人地域サポーターやしまね国際センター、地域のボランティア団体等関係機関との連携強化を図り相談者への適切な支援を行います。 ②行政書士による「外国人に関する無料法律相談」を紹介します。	○島根県外国人地域サポーターや関係機関と連携した相談体制の充実。 ○しまね国際センターが行う多言語相談等の周知	㊦しまね国際センターが実施する多言語相談の周知を行うなど相談体制の充実を図った。	○島根県外国人地域サポーターやしまね国際センターと連携し、相談対応や支援を行うことが重要である。 ○相談がしやすいように公式ウェブサイトなどを活用したさらなる相談窓口の周知や、環境づくりが必要である。	人権センター
⑤	外国人のための労働環境の整備	①外国人労働者がその能力を発揮しながら就労できるよう、国や県をはじめとして関係機関と連携を取りながら市内企業等における適正な雇用・労働条件の確保と不法就労防止のための啓発を進めます。	○パンフレット等の送付による啓発。 関係機関からパンフレット等の提供があった場合、益田鹿足雇用推進協議会加入事業所約90社に送付する。年5回程度。	㊦関係機関からのパンフレット等の提供がなかった。	○引き続き関係機関と連携して情報提供を行い、外国人労働者が活躍できる労働環境整備に向け、働きかけを行う必要がある。	産業支援センター

7
ハンセン病回復者等とその家族及び感染症患者・感染者等

	具体的施策	施策の内容	R7 事業計画	R7 事業実績	評価・課題	関係課
①	差別意識解消のための教育・啓発の推進	①ハンセン病回復者とその家族等への偏見や差別の解消を図るために、ハンセン病の正しい知識と回復者等の人権に対する理解を深めるための教育・啓発を行います。	○ハンセン病に関する正しい知識と回復者等の人権に対する理解を深めるための研修会の実施 ○チラシやリーフレット等を活用した啓発	㊦啓発チラシの設置やシンポジウムなどへの参加を呼びかけるなど啓発を行った。	○ハンセン病患者やその家族等に対する偏見や差別について、ハンセン病に対する正しい知識の啓発を図ることが出来た。 引き続き、様々な機会を活用しての啓発に努める必要がある。	人権センター
		②H I Vや新型コロナウイルスをはじめとする感染症患者・感染者等に対する偏見や差別意識の解消のため、感染症に対する正しい知識の教育・啓発に努めます。	○ハンセン病等に関する各種研修会への参加促進 各校に各種研修や講演会等を周知し、積極的参加を促す。 ○関連教科、領域における感染症への正しい理解の促進	④全小中学校へ研修案内を送付して参加を促した。 ㊦保健体育科、社会科（公民分野）、道徳、学級活動等で児童生徒の感染症への正しい理解を促した。	○文部科学省や厚生労働省、島根県教育委員会等が提供する資料を有効に活用している。	学校教育課

8 北朝鮮当局による拉致問題等

	具体的施策	施策の内容	R7 事業計画	R7 事業実績	評価・課題	関係課
①	意識啓発・教育の推進	①国、県と連携・協力して、情報の共有を図り、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について関心と認識を深める啓発・広報などに取り組みます。 ②学校において、児童生徒の発達段階に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための教育を行います。	○国や県に対して問題解決へ向けての要望 ○パネル展示等による啓発 ○第 12 回「いのち・愛・人権」展を通じての研修会及び啓発活動の実施 ○益田ひろみさんをはじめとする特定失踪者等、北朝鮮人権侵害問題への関心を風化させないための取組への支援	㊦特定失踪者等、北朝鮮人権侵害問題への関心を風化させないために県に対し要望を行った。 ㊦「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に啓発パネルの展示を行った。 拉致問題に関するパネル、ポスター掲示やチラシを配布し周知を図った。 ・展示期間：12 月 10 日～16 日　・場所：人権センター 内容：パネル展示、ポスター掲示、チラシ及びブルーリボンの設置 ※島根県総務部総務課との連携により実施 ㊦「いのち・愛・人権」展で、益田ひろみさんを探す会とともに拉致被害に関する啓発を実施した。	○国や県に対して問題解決へ向けて引き続き要望を行う。 ○関係機関と連携した事業を行うことで、北朝鮮による拉致問題を考え、より一層関心と認識を深めることができた。 ○益田ひろみさんをはじめとする特定失踪者等、北朝鮮人権侵害問題への関心を風化させないための啓発活動に引き続き取り組む必要がある。	人権センター
			○社会科を中心とした拉致問題に関する理解促進	㊦社会科の授業や学級活動等でのDVD活用などで児童・生徒の理解を深めた。 ㊦「いのち・愛・人権」展への展示見学を行った。 市内小中学校：7 校	○歴史の教科書等に記述や資料が乏しい中、学校は工夫しながら理解促進を図っている。	学校教育課

9 犯罪被害者等

	具体的施策	施策の内容	R7 事業計画	R7 事業実績	評価・課題	関係課
①	意識啓発の推進	①社会全体で犯罪被害者等を支援していくという気運を醸成し、犯罪被害者等の人権について正しい理解と認識を深める啓発に取り組みます。	○チラシ等を活用した啓発 啓発チラシの配布や情報提供を行い、啓発に努める。	㊦益田市犯罪被害者等支援条例を施行した。 ㊦協定締結記念事業として被害者遺族による講演会を実施した。 ㊦犯罪被害者週間中に益田警察署との共催で益田市役所多目的スペースにて、「犯罪被害者支援を考えるパネル展示」を開催した。	○正しい知識や認識を深めるために、啓発パネルの展示をはじめ、さまざまな情報提供を行う必要がある。	福祉総務課
②	関係機関との連携	①国、県、警察等関係機関と連携を図りながら、被害者等に対する支援を行います。 ②潜在化しやすい性犯罪被害などをはじめとする、犯罪被害者等への相談窓口の周知をとおり、相談しやすい環境づくりに努めます。	○研修会等を通じての相談体制の充実	㊦関係機関と協定を締結した。 益田警察署、（公社）島根犯罪被害者サポートセンターと「犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定」を締結した ㊦関係機関と連携し相談体制の充実を図った。 ・再犯防止関連研修会への参加　2 回 ・犯罪被害者関連研修会への参加　2 回 ㊦関係機関との協議を行った。 ・益田警察署、（公社）島根犯罪被害者サポートセンターとの協議	○益田警察署及び（公社）島根被害者サポートセンターと連携し、迅速な被害者支援に向け、協働する。また相談内容によって協働する機関、団体も異なってくるため、幅広い連携が必要である。	福祉総務課

10インターネットによる人権侵害

	具体的施策	施策の内容	R7 事業計画	R7 事業実績	評価・課題	関係課
①	意識啓発の推進	①インターネットの利用に対し、人権擁護の視点に立った正しい知識の普及を図り、利用者の責任やモラルに関する啓発を進めます。	○チラシやリーフレット等を活用した啓発 ○石西地域人権を考える企業等連絡協議会等の関係機関と連携した研修会の実施 ・演題：「ネット人権侵害と部落差別の現実」 講師：川口泰司さん (一般社団法人 山口県人権啓発センター事務局長)	㊦啓発チラシ設置や研修会への参加を呼びかけるなど啓発を行った。 【再掲 1-③-㊦】 ㊦石西地域人権を考える企業等連絡協議会と連携して研修会を実施した。 ・演題：ネット人権侵害と部落差別の現実 ～「ビジネスと人権」時代に問われていること～ 講師：一般社団法人 山口県人権啓発センター事務局長 川口泰司さん 開催日：令和7年8月25日 場所：人権センター 参加者：84人	○引き続き啓発チラシの配布や研修会などの情報提供を行い、啓発をしていく必要がある。 ○石西地域人権を考える企業等連絡協議会と連携し、研修会等を実施することで企業としての人権に対する意識の向上に努めることができた。 参加者が個人の尊厳を理解し、加害者にも被害者にもならないための知識を身につけることができた。	人権センター
			○情報モラルに関する研修会等の実施 ・児童・生徒、保護者向けの情報モラル教室を実施する。 ・幅広い層を対象とした益田市情報モラル研修会を実施する。	【再掲 3-⑥-㊦】 ㊦専門家を招き、児童・生徒を対象に情報リテラシー教室を16校で開催した。 講師 吉岡良平さん ㊦「大人のための情報モラル研修会」を開催した。 講師：吉岡良平さん 開催日：令和7年12月19日 場所：グラントワ 参加者：39人 ㊦中学生は、社会科公民分野で「インターネットと人権侵害」について学習した。	○意識啓発のための研修を引き続き実施するとともに、日常生活の中で良好な人間関係を築く能力を伸ばす必要がある。 ○学校関係者以外の参加者、特に保護者の参加を増やしていくことが課題。	学校教育課
②	関係機関との連携	①法務局や関係機関等との連携を深め、インターネットによる人権侵害の早期発見及び被害の拡大防止を図るとともに、相談窓口や相談機関等の周知に努めます。	○インターネットモニタリングを実施 モニタリングのための研修会に参加する。1回	㊦インターネットモニタリング研修に参加した。1人 ㊦本市における部落差別に関連した内容を中心に月3回程度モニタリングを実施した。	○モニタリングを定期的に行うことで、悪質な差別的な書き込みの早期発見及び監視による抑止効果を図ることが必要である。	人権センター

11性的指向・性自認等

	具体的施策	施策の内容	R7 事業計画	R7 事業実績	評価・課題	関係課
①	意識啓発の推進	①性的指向、性自認について等、性の多様性についての理解を深めるために、各種講演や研修会の開催、啓発資料の配布等を通じて啓発の充実を図ります。	○性の多様性について理解を深めるための研修会の実施 ・演題：「性的マイノリティってなに？～楽しく学ぼう、LGBT、ジェンダー～」 講師：仲岡しゅんさん（うるわ法律事務所 弁護士） ○チラシやリーフレット等を活用した啓発	㊦性の多様性についての研修会を実施した。 ・テーマ：「性的マイノリティってなに？～楽しく学ぼう、LGBT、ジェンダー～」 講師：うるわ総合法律事務所 弁護士 仲岡しゅんさん 開催日：令和7年7月24日 場所：人権センター 参加者：219人 ㊦島根県が開設している、専門の相談窓口「LGBT 等専門電話相談島根にじいろダイヤル」や島根県パートナーシップ宣誓制度の周知や、性の多様性に関する講演会の情報提供を行った。	○性の多様性に関する研修会において当事者の声を聞くことで、性の多様性についての正しい知識の普及や理解を深めることができた。 ○引き続き啓発チラシの配布や研修会などの情報提供を行い、啓発をしていく必要がある。	人権センター

